

GLOBAL ACCOUNTING

Chapter 12

減損の会計

本章の目的

- 資産の事後測定で行われる減損処理について、以下の点を理解する。
 - 減損とは何か
 - 減損処理の方法と特徴
- 減損処理の方法は日本の会計基準と相違していることから、その相違がなぜ生じるかが明らかになる。

SEC.1 減損の意味

- ・ 減損

- ・ 資産の () (carrying amount) が () (recoverable amount) を超過している場合

- ・ 回収可能価額(recoverable amount)

- ・ 資産または資金生成単位(cash-generating unit)の除去費用控除後の () と () (value in use) のいずれか高い金額

- ・ 使用価値(value in use)

- ・ 資産または資金生成単位から生じると見積られる将来キャッシュ・フロー(future cash flows)の () (present value)

- ・ 資金生成単位

- ・ 個別の資産の回収可能価額の算定が困難な場合に、他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとは、おおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位

SEC.2 減損の会計処理

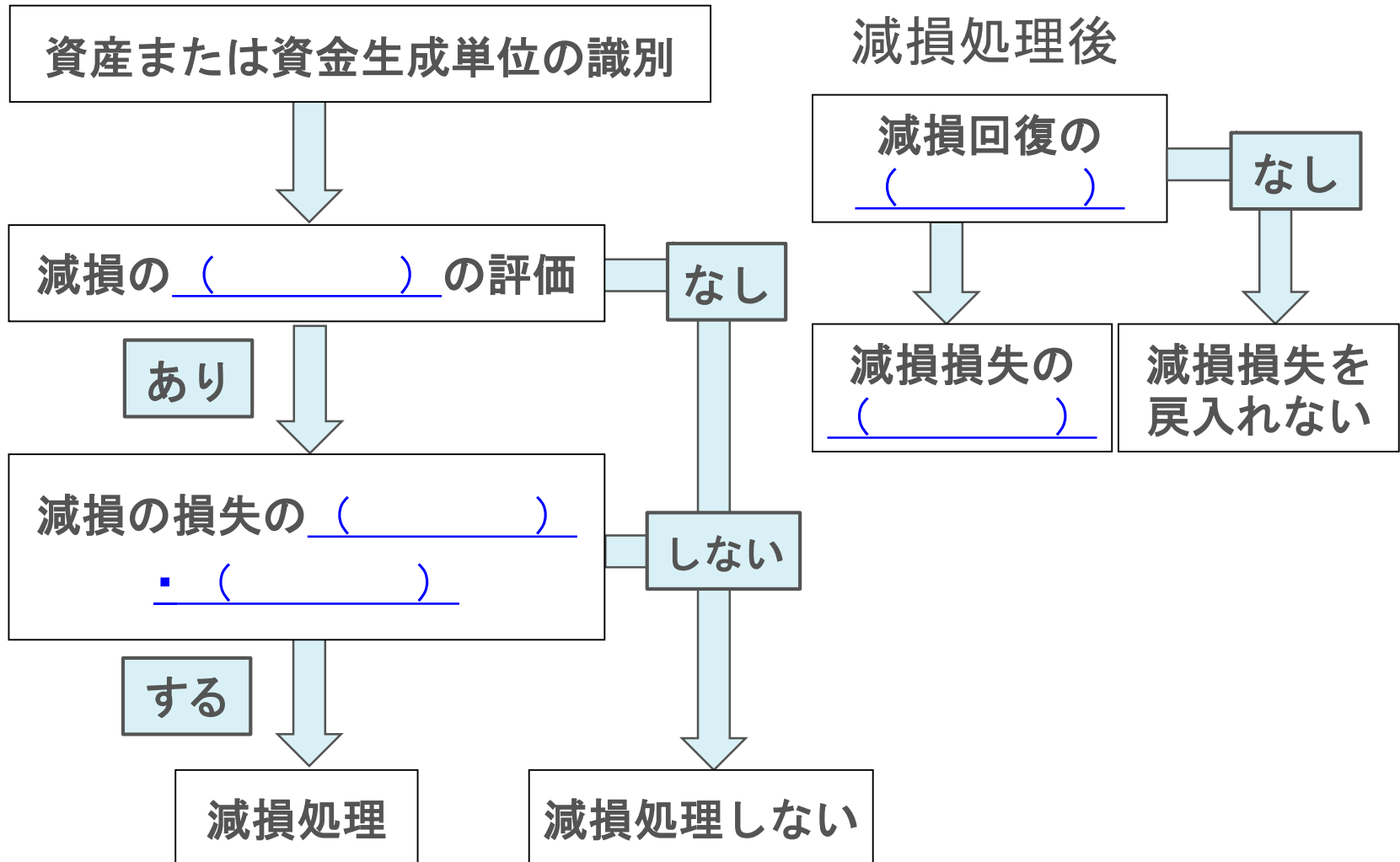
(1) 減損処理のフローチャート

- ・ **減損**が生じている場合
 - ・ **資産または資金生成単位**に関して、()
(impairment loss)を認識

- ・ **減損損失**
 - ・ **資産または資金生成単位**の帳簿価額が回収可能価額を超過する金額をいう。

減損処理のフロー・チャート

減損処理期



(2) 減損の兆候の評価

- 資産が減損している可能性を示す (兆候) (indication)があるか否かの評価

外部の要因(external sources of information)	
①	当期に、時間の経過または正常な使用から生じると予想される以上に、資産の市場価値(assets value)が著しく低下している。
②	企業が営業活動を行う技術的、市場的、経済的または法的環境において、あるいは資産が利用されている市場において、企業に悪影響を及ぼす著しい変化が、当期に生じているか、あるいは近い将来に生じる予定である。
③	市場利子率(market interest rates)または投資収益率(return on investments)が当期に上昇しており、かつそれらの上昇が資産の使用価値(value in use)の計算に用いられる割引率(discount rate)に影響を及ぼし、資産の回収可能価額(recoverable amount)を大きく減少させる見込みである。
④	企業の純資産の帳簿価額(carrying amount)が、企業の市場価値(market capitalisation)よりも大きい。
内部の要因(internal sources of information)	
①	資産の陳腐化(obsolescence)または物理的損害(physical damage)の証拠が入手できる。
②	資産が用いられている、あるいは用いられると予想される範囲または方法において、企業に悪影響を及ぼす著しい変化が、当期に生じているか、あるいは近い将来に生じる予定である。
③	資産の経済的成果(economic performance)が、予想よりも悪化しているか、予想よりも悪化するような証拠が、内部報告から入手できる。
子会社(subsidiary)、共同支配企業(joint venture)または関連会社(associate)からの配当(dividend)	
子会社、共同支配企業または関連会社に対する投資について、企業がその投資から配当を認識していて、かつ次のような証拠が入手できる。	
①	個別財務諸表における当該投資の帳簿価額が、連結財務諸表における被投資企業の純資産の帳簿価額を超過している。
②	配当が、その配当が宣言された期間におけるその子会社、共同支配企業または関連会社の包括利益(comprehensive income)の合計額を超過している。

(3) 回収可能価額の測定

- ・ **減損の兆候**が存在する場合には、企業は当該資産の（減損額）を見積もる

・回收可能価額

- ・資産または資金生成単位の**除去費用控除後の**
()と()のいずれか**高い金額**
- ・**使用価値**(value in use)
- ・資産または**資金生成単位**から生じると見積られる**将来キャッシュ・フロー**(future cash flows)の
() (present value)である。

(4) 減損損失の認識と測定

・減損損失の認識

- ・ **減損損失**は、個別資産または当該資産が属する資金生成単位の**回収可能価額**を算定した上で、
（ ）が（ ）より**低い**場合に
認識

・減損損失の測定

- ・ **減損損失**の金額は、当該資産または資金生成単位の
（ ）が（ ）を上回っている
金額として測定

- ・ 資金生成単位に**のれん**が配分されている場合
- ・ 最初に**のれん**の**帳簿価額**を**減額**して、その後、
- ・ 資金生成単位内の各資産の帳簿価額に基づいた
（ ）によって、各資産に**配分**

CASE STUDY 12-1 : のれんを含めた資金生成 単位の減損損失

下記の【資料】に基づいて、（ ）を埋めて、減損損失を計算しなさい。

【資料】

	(単位: 千円)		
	のれん	減損の兆候のある機械	合計
取得原価	500	1,500	2,000
減価償却累計額		-150	-150
帳簿価額	500	1,350	1,850
回収可能価額			1,000
減損損失	(a)	(b)	(c)

【解答】

	(単位: 千円)		
	のれん	減損の兆候のある機械	合計
帳簿価額	500	1,350	1,850
回収可能価額			1,000
減損損失			850
帳簿価額	500	1,350	1,850
減損損失 (認識額)			
減損損失後帳簿価額	500	1,350	1,850

(5) 減損損失の戻入れ

- 企業は、各報告期間の末日において、過年度中に認識した**減損損失**がもはや存在しないか、または減少している可能性を示す（ ）があるかを**評価**
- 減損回復の兆候がある場合、当該資産の**回収可能価額**を見積もり、帳簿価額を回収可能価額まで増加させるよう**減損損失**の（ ）(reversal)を行う。

・減損損失の戻入れ

- 個別資産の帳簿価額は、過年度に認識された**減損損失**がなかったとした場合の、**減価償却控除後の**（ ）を超えてはならない。
- 資金生成単位についての**減損損失の戻入れ**は、のれん以外の資産の帳簿価額に比例的に配分されなければならない。
- （ ）について認識された**減損損失**は、以後の期間において**戻入れてはならない**。

【APPENDIX 12-1】減損会計基準の比較

	IASB	日本	US
減損損失の認識	帳簿価額 > 回収可能価額	帳簿価額 > 割引前将来キャッシュ・フロー総額	帳簿価額 > 割引前将来キャッシュ・フロー総額
減損損失の測定	回収可能価額（処分費用控除後の公正価値or使用価値の高い方）－帳簿価額	回収可能価額（正味実現可能価額or使用価値の高い方）－帳簿価額	処分費用控除後の公正価値－帳簿価額
減損損失の戻入れ	認める（帳簿価額まで）	認めない	認めない